

6 計画の推進

温室効果ガスの削減目標（▲10%）を確実に達成していくためには、事業者、府民、団体、行政の各主体が、それぞれの立場に応じた責任と役割を果たすとともに、連携・協働した取組を進めていくことが重要である。

このため、各主体の役割の明確化や推進体制の整備を図るとともに、相互に連携・協働した取組を強化し、より実行性のある対策を推進する。

1 推進体制の整備

推進方策1 京都府

京都府は、府域の自然的・社会的条件を活かし、広域的かつ基盤的な地球温暖化対策を総合的・計画的に推進する必要がある。

このため、総合的な対策を推進するための計画（「京都府地球温暖化対策推進計画（地域推進計画）」や「地球にやさしい21世紀府庁プラン（実行計画）」）を策定・推進するとともに、市町村や地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員と連携・協働しながら、府民、事業者等の各主体の取組を支援する。

特に、地域における地球温暖化対策の重要な担い手である市町村をはじめ、地域協議会、推進員については、その体制が十分でないところが多いことから、それら推進体制の整備や活動に対する支援を強化することにより、地域レベルでの取組を更に促進する。

1 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進

- 京都府地球温暖化対策条例の制定（平成17年12月制定、18年4月施行）
- 京都府地球温暖化対策推進計画（平成18年9月策定＜予定＞）
- 地球温暖化対策プラン（平成14策定、16・17年度改訂、18年度改訂＜予定＞）

2 推進体制の整備

- 地球温暖化対策推進本部（本部長＝知事）の設置による全庁あげた取組の推進
- 担当部署の拡充（地球温暖化対策プロジェクトの増員、専門職員の育成等）
- 地域推進体制の整備（広域振興局における担当者の配置）
- 市町村に対する支援の強化（地球温暖化対策推進法に基づく「実行計画」及び「地域推進計画」の策定及び推進等）
- 推進員の増員（168→000名※全市町村（28市町村）で1市町村当たり複数名以上の設置（委嘱）を目標）及び研修の充実

- 地域協議会の組織化支援（7→28全市町村※市町村単位での協議会を全市町村に設置することを目標）
- 事業者、府民、環境保全活動団体、地球温暖化防止活動推進センター、推進員、地域協議会等に対する活動支援及び連携の強化
- 国、近隣府県、関西広域連携協議会等との連携の強化
- モデル事業の推進による連携・取組の促進
 - 例)・・・学校（校区）などを中心に、地域を構成する各主体（児童、先生、PTA、自治会、NPO、団体、企業等）が結集し、環境学習や地域の課題に応じた取組を行う「地域エココミュニティモデル事業」の実施

推進方策2 市町村

市町村は、地域における最も身近な基礎的自治体として、地域の自然的・社会的条件を活かし、地域に密着したよりきめ細かな地球温暖化対策を総合的・計画的に推進することが必要である。

このため、総合的な対策を推進するための計画（「地域推進計画」や「実行計画」）を策定・推進するとともに、組織体制の整備や京都府、推進員、地域協議会との連携・協働を強化し、地域住民や事業者への情報提供や普及啓発、活動支援などの取組を推進する。

特に、地域における地球温暖化対策の重要な担い手である推進員や地域協議会との連携を強化するとともに、地域協議会の組織化を支援する。

1 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進

- 地域推進計画の策定及び推進（4→28全市町村※全市町村での計画の策定を目標）

2 組織体制の整備

- 担当部署の明確化、担当者の設置
- 推進員の増員（168→〇〇〇名※全市町村（28市町村）で1市町村当たり複数名以上の設置を目標）
- 地域協議会の組織化支援（7→28全市町村※市町村単位での協議会を全市町村に設置することを目標）
- 事業者、住民、環境保全活動団体、推進センター、推進員、地域協議会等に対する活動支援及び連携の強化

3 自らの事務事業における率先実行

- 実行計画の策定及び推進（10→28全市町村※全市町村での計画の策定を目標）
- 環境マネジメントシステムの構築及び推進

推進方策 3 京都府地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進センターは、府内における地球温暖化防止活動の中核的支援機関として、広く府民に対し地球温暖化の現状やその対策の重要性について、普及啓発や相談助言、広報活動を行うとともに、京都府、市町村、地域協議会、推進員と連携・協働しながら、府民、事業者等の各主体の取組を支援する。

1 体制整備

- 人材の確保・育成（専任スタッフの増員 4→〇名）
- 地域推進体制の整備（支所等の設置）

2 活動の強化

- 府民、事業者、市町村等に対する普及啓発、相談助言等の活動支援
- 府、市町村、推進員、地域協議会等との連携の強化

推進方策 4 京都府地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして、京都府や市町村、推進センター等と連携・協働しながら、地域住民に対する情報提供や普及啓発、様々な活動への指導や助言、協力を実施する。

特に、推進員は、地域協議会の構成員の核となることが期待されることから、地域協議会の組織化や活動をリードする役割が期待される。

1 体制整備

- 推進員の増員（168→〇〇〇名※全市町村（28市町村）で1市町村当たり複数名以上の設置を目標）
- 研修の受講、自己研鑽によるスキルアップ

2 活動の強化

- 府民に対する情報提供、普及啓発、指導助言、活動支援
- 府、市町村、推進センター、地域協議会等との連携の強化

推進方策 5 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、市町村、推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進する。

特に、地域協議会は、市町村と連携し、地域における活動をリードする役割が期待される。

1 組織体制の整備

□地域協議会の組織化（7→28全市町村※市町村単位での協議会を全市町村に設置することを目標）

□人材の確保・育成（専任スタッフの設置）

2 活動の強化

□府民に対する普及啓発、活動支援

□府、市町村、推進センター、地域協議会等との連携の強化

推進方策 6 京と地球の共生府民会議

京と地球の共生府民会議は、府内の様々な分野の団体が参加するパートナーシップ推進組織として、情報交換や参加団体の自主的な活動を促進するとともに、広く府民や事業者等に対する普及啓発やキャンペーン、イベント等の実施を通じて、府内における地球温暖化防止の取組を府民運動として展開する。

1 組織体制の整備

□府内のより多くの団体等が結集する府民運動（パートナーシップ）の推進組織として、参加団体等の拡充や連携・協働の強化

2 活動の強化

□地球温暖化防止月間や京都地球環境の日におけるキャンペーンやイベントの実施など、府民運動の展開

2 各主体の役割

1 府民

府民は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、日常生活における省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、エコドライブやアイドリング・ストップの実行、低公害車の利用など、自主的かつ継続的な地球温暖化対策を推進するとともに、リサイクル運動やグリーン購入の取組、森林ボランティアなど、地域における地球温暖化防止活動へ積極的に参加・協働する。

2 事業者

事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、事業活動における省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、エコドライブやアイドリング・ストップの実行、低公害車の利用など、自主的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するとともに、環境教育・環境学習、森林の保全・整備など、地域における地球温暖化防止活動へ積極的に参加・協働する。

3 環境保全活動団体

環境保全活動団体は、自主的かつ積極的な地球温暖化対策を推進するとともに、府民や事業者等に対する地球温暖化の防止に関する普及啓発や環境保全活動団体相互の交流や連携を促進する。

4 観光旅行者等滞在者

観光旅行者等の滞在者は、滞在中の活動における公共交通機関の利用やエコドライブ、アイドリング・ストップの実行、ゴミの発生抑制、リサイクルへの協力など、自主的かつ積極的な地球温暖化対策の推進するとともに、京都府や市町村等が実施する地球温暖化対策に主体的に協力する。

3 計画の進行管理

温室効果ガス削減の数値目標（▲10%）の達成に向けて、計画に基づく対策毎に、できる限り具体的な数値目標（対策評価指標）を設定し、対策の実施状況について、PDCAサイクルによる進行管理を徹底し、必要に応じて、条例や計画の見直しを行うなど、継続的に改善を図る。

1 PLAN（企画）

- 「地球温暖化対策条例」の制定
- 「地球温暖化対策推進計画」の策定
- 「地球温暖化対策プラン」の策定
- 「地球にやさしい21世紀府庁プラン」の策定

2 DO（実施）

- 「地球温暖化対策条例」の推進
- 「地球温暖化対策推進計画」の推進
- 「地球温暖化対策プラン」の推進
- 「地球にやさしい21世紀府庁プラン」の推進
- 各主体の自主的取組の推進
- パートナーシップ（各主体間の連携・協働）による取組の推進

3 CHECK（評価）

- 対策評価（年度毎）
 - ・ 府内における温室効果ガスの排出状況
 - ・ 条例（計画・プラン）に基づく対策（対策評価指標）の進ちょく状況
 - ・ 温室効果ガス削減の数値目標の達成状況
- 府民参画
 - ・ パブリックコメントの実施
 - ・ 府民意識調査の実施
- 第三者評価
 - ・ 京都府環境審議会に第三者評価組織を設置し、実施
- 情報公開・説明責任
 - ・ 京都府環境白書において地球温暖化対策推進計画の進ちょく状況及び地球温暖化対策の実施の状況等について報告・公表

4 ACTION（見直し）

- 「地球温暖化対策プラン」の改訂（毎年度）
- 「地球温暖化対策推進計画」の見直し（定期的）
- 「地球温暖化対策条例」の見直し（適時）